

毎週火、金曜日発行（但休日）に当るとは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

建設業者の登録まつ消  
水路、道路の公用廃止  
厚生省告示第百七十七号による診療報酬点数表(甲)を選択した保険医療機関  
牛の肝てつ検査及び駆除  
豚その他の物品の移入禁止区域  
種畜の廃用  
教育職員免許状の授与

登録番号 登録年月日 名称  
鳥取県知事登録  
第三七二号 昭三六、一七 松本組  
〃〃第四五三〇号 〃三、二三 竹内建設  
〃〃第五四八〇号 〃三、一二 石田水道建設工業所

◆公安告示 聴聞会の開催  
◆公告 あん摩師、はり師及びきゆう師試験の合格者  
◆正誤 昭和三十六年三月二十八日付け鳥取県訓令第  
三号中訂正

## 告示

### 鳥取県告示第百九十号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十六年四月四日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

主たる営業所の所在地 申請者氏名 摘要  
鳥取市下味野二五 松本 竜蔵 土木工事  
八頭郡那家町大字久能寺 竹内 義国 〃  
倉吉市瀬崎町二、六四七 石田 重富 官工事

鳥取県告示第九十一号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十六年四月四日

|                  |               |            |           |                     |
|------------------|---------------|------------|-----------|---------------------|
| 登録番号             | 登録年月日         | 鳥取県知事      | 石 破 二 朗   | 摘要                  |
| 鳥取県知事登録<br>第七三三号 | 昭和三六、<br>三、二八 | ウロコ建設工業（株） | 米子市角盤町一丁目 | 申請者氏名 中嶋頼太郎<br>建設工事 |
| 〃第七三四号           | 〃             | 柴垣建設       | 〃 葭津一、〇三五 | 申請者氏名 柴垣文七郎<br>建築工事 |

鳥取県告示第九十二号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第四条第三項の規定による更新登録の申請がなかつたので、同法第十五条第一項の規定により、建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十六年四月四日

|                     |          |       |           |                             |
|---------------------|----------|-------|-----------|-----------------------------|
| 登録番号                | 登録年月日    | 鳥取県知事 | 石 破 二 朗   | まつ消年月日                      |
| 鳥取県知事登録<br>（注）第五四六号 | 昭和三四、三、九 | 今島建設  | 鳥取市元魚町一丁目 | 申請者氏名 今島 菊雄<br>昭三六、三、<br>一〇 |

鳥取県告示第九十三号

次の水路、道路は、昭和三十六年三月二十三日からその公用を廃止した。

昭和三十六年四月四日

|                         |        |         |
|-------------------------|--------|---------|
| 場                       | 鳥取県知事  | 石 破 二 朗 |
| 米子市浦津字上皿ヶ坪二二五ノ一、二二五ノ二地先 | 所      | 鳥取県知事   |
| 〃                       | 地目又は品目 | 面積又は数量  |
| 〃                       | 水路     | 一〇、四三   |
| 〃                       | 道路     | 二一、六八   |

関係図面は、土木部管理課に保管

鳥取県告示第九十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ九第二項の規定による療養に要する費用の額につき昭和三十三年厚生省告示第七十七号（健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法）別表第一診療報酬点数表（甲）を選択した保険医療機関は次のとおりである。

昭和三十六年四月四日

|       |         |
|-------|---------|
| 鳥取県知事 | 石 破 二 朗 |
| 名     | 鳥取赤十字病院 |
| 称     | 鳥取市尚徳町一 |
| 取医    | 一       |

|    |    |             |        |
|----|----|-------------|--------|
| 倉医 | 二  | 倉吉保健所       | 倉吉市広瀬町 |
| "  | 六九 | 皆生 病院       | "      |
| "  | 五八 | 鳥取県立整肢学園    | "      |
| "  | 八  | 鳥取大学医学部附属病院 | "      |
| "  | 六  | 医療法人広江病院    | "      |
| "  | 二  | 米子保健所       | "      |
| 米医 | 一  | 国立米子療養所     | 米子市皆生  |
| "  | 八一 | 小松 医院       | "      |
| "  | 七四 | 幡 病院        | "      |
| "  | 七三 | 小松 内科       | "      |
| "  | 七二 | 上田 病院       | "      |
| "  | 六八 | 松原 医院       | "      |
| "  | 三七 | 渡辺 病院       | "      |
| "  | 一四 | 鳥取紡績株式会社診療所 | "      |
| "  | 五  | 市立鳥取市民病院    | "      |
| "  | 四  | 鳥取県立中央病院    | "      |
| "  | 三  | 鳥取保健所       | "      |
| "  | 二  | 国立鳥取療養所     | "      |

|    |    |                 |          |
|----|----|-----------------|----------|
| "  | 四  | 医療法人仁厚会倉吉病院     | "        |
| "  | 七  | 厚生 病院           | "        |
| 境医 | 三〇 | 鳥取県済生会境港病院      | 境港市米川町四七 |
| 岩医 | 一  | 国立療養所鳥取病院       | 岩美郡国府町奥谷 |
| "  | 四  | 岩美町国民健康保険浦富病院   | "        |
| "  | 二三 | 蒲生診療所           | "        |
| 八医 | 一  | 郡家保健所           | 八頭郡郡家町郡家 |
| "  | 二  | 国民健康保険智頭病院      | "        |
| "  | 一〇 | 県立中央病院内私都診療所    | "        |
| 気医 | 二  | 浜村保健所           | 気高郡気高町八幡 |
| 東医 | 一  | 国立三朝療養所         | 東伯郡三朝町山田 |
| "  | 二  | 岡山大学医学部附属病院三朝分院 | "        |
| "  | 七  | 赤碕町国民健康保険以西診療所  | "        |
| "  | 一一 | 北条町国民健康保険診療所    | "        |
| "  | 一三 | 赤碕町国民健康保険赤碕診療所  | "        |
| 日医 | 一  | 根雨保健所           | 日野郡日野町根雨 |

鳥取県告示第百九十五号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛の肝てつ検査及び駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十六年四月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 肝てつ予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 牛。ただし、生後三月以内及び分娩前後一月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査、注射及び駆除の方法 肝てつ検査……皮内注射反応法、虫卵検査法 肝てつ駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与

| 実施期日   | 実施区域        | 実施場所           |
|--------|-------------|----------------|
| 四月十一日  | 日野郡江府町御机、美用 | 御机、美用家畜<br>検診場 |
| 〃 十二日  | 〃           | 栗尾、小原          |
| 〃 十三日  | 〃           | 杉谷、貝田          |
| 〃 十四日  | 〃           | 助沢、下蚊屋         |
| 〃 十五日  | 〃           | 助沢、下蚊屋         |
| 〃 十七日  | 〃           | 宮市、原           |
| 〃 十九日  | 〃           | 宮市、原           |
| 〃 二十日  | 日野町野田、津地、添原 | 野田、津地、添原       |
| 〃 二十四日 | 〃           | 安原、下榎          |
| 〃 二十五日 | 〃           | 安原、下榎          |
| 〃 二十六日 | 〃           | 小林、本郷          |
| 〃 二十七日 | 〃           | 小林、本郷          |
| 〃 二十八日 | 〃           | 船場、三谷、貝原       |
| 〃 二十九日 | 〃           | 船場、三谷、貝原       |
| 〃 三十日  | 〃           | 板井原、金持         |
| 〃 三十一日 | 〃           | 板井原、金持         |
| 〃 三月一日 | 〃           | 門谷、独谷          |
| 〃 三月二日 | 〃           | 門谷、独谷          |
| 〃 三月三日 | 〃           | 三土、秋縄          |
| 〃 三月四日 | 〃           | 三土、秋縄          |

鳥取県告示第百九十六号

豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県

規則第四十五号）第一条の規定により昭和三十六年四月四日から豚その他豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域として、大阪府を指定する。

昭和三十六年四月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| 種番証明書番号  | 名前  | 種類   | 飼養者住所氏名      |
|----------|-----|------|--------------|
| 昭三五鳥地第九号 | 花 豊 | 黒毛和種 | 東伯郡三朝町 西村 節夫 |
| 〃 第十号    | 花 寿 | 〃    | 〃 東郷町 山根 芳藏  |

鳥取県告示第百九十七号

次の種番は、廃用された。

昭和三十六年四月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百九十八号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第五条第二項の規定に基づき、次の者に教育職員免許状を授与したので、同法第八条第一項の規定により告示する。

昭和三十六年四月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| 免許状の種類                  | 番号        | 氏名    | 本籍地      | 授与年月日            |
|-------------------------|-----------|-------|----------|------------------|
| 高等学校教諭一級<br>普通免許状（家庭実習） | 昭三五高一普第一号 | 出谷美智子 | 鳥取市上魚町四一 | 昭和三十六年<br>三月二十八日 |

〃 昭三五高二普第二号 木村美美子 鳥取県気高郡青谷町善田一四六  
〃 昭三五高助第一号 山口 郁枝 鳥取県八頭郡河原町北村四四七  
〃

### 公安委員会告示

#### 鳥取県公安委員会第四号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百四条の規定により、次のとおり聴聞会を開催する。

昭和三十六年四月四日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

#### 一 八橋地区

(一) 聴聞の期日及び場所

昭和三十六年四月十七日 午前十時から

東伯郡東伯町大字八橋 八橋警察署

(二) 聴聞当事者の住所及び氏名

東伯郡赤碓町大字高岡三七八

高力 一 夫

#### 二 米子地区

東伯郡東伯町大字八橋一三九九の一

亀 本 光 雄

(一) 聴聞の期日及び場所

昭和三十六年四月十七日午後二時から

米子市万能町 米子警察署

(二) 聴聞の当事者の住所及び氏名

米子市上福原三九七の三

小 山 昭 治

米子市高島二五五

田 仲 良 行

### 公 告

昭和三十六年三月二十七日及び二十八日に施行した、あん摩師、はり師及びきゆう師試験の合格者は次のとおりである。

昭和三十六年四月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

#### あん摩師試験合格者

受験番号 氏 名 受験番号 氏 名

一 矢木 郁子 五 山上福太郎

二 矢倉 初枝 六 長谷川武夫

三 諸家 義明 八 川端 清松

四 村上 弘嘉 十一 寺戸 朝子

#### はり師試験合格者

受験番号 氏 名 受験番号 氏 名

一 中村 治 四 松岡 義人

二 山下 弘実 五 福田 稔秋

三 海山 浩俊 六 見上 寿子

#### きゆう師試験合格者

受験番号 氏 名 受験番号 氏 名

一 中村 治 四 松岡 義人

二 山下 弘実 五 福田 稔秋

三 海山 浩俊 六 見上 寿子

### 正 誤

昭和三十六年三月二十八日付け鳥取県訓令第三号中次の箇所について誤りがあつたので訂正する。

頁 段 行 誤 正  
3 下 終りから 騒石 転石  
4